

平成26年度
浜松市食品衛生監視指導計画

健康福祉部保健所

目次

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第1 | 基本方針 | 1 |
| 第2 | 監視指導計画の実施期間 | 2 |
| 第3 | 実施の体制等 | 2 |
| 1 | 監視指導の実施機関 | |
| 2 | 試験検査精度の信頼性確保 | |
| 3 | 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上 | |
| 第4 | 関係機関との連携の確保 | 3 |
| 1 | 厚生労働省、消費者庁及び他自治体の食品衛生担当部局との連携 | |
| 2 | 農林水産省及び他自治体の農林水産部局との連携 | |
| 3 | 浜松市庁内の連携 | |
| 第5 | 監視指導の実施 | 4 |
| 1 | 取扱施設別監視指導項目 | |
| 2 | 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた監視指導項目 | |
| 3 | 重点監視指導項目 | |
| 4 | 一斉取締りの実施 | |
| 5 | 監視指導の実施計画 | |
| 6 | 違反を発見した場合の対応 | |
| 第6 | 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進 | 7 |
| 1 | 自主衛生管理推進のための指導等 | |
| 2 | 食品衛生推進員活動の推進 | |
| 3 | HACCP 導入の推進 | |
| 第7 | 消費者・食品等事業者との情報及び意見の交換 | 8 |
| 1 | 情報提供 | |
| 2 | 意見交換（リスクコミュニケーション） | |
| 第8 | 食中毒など健康危機発生時の対応 | 9 |
| 1 | 食中毒発生時の対応 | |
| 2 | 市民からの相談への対応 | |
| 別紙1 | 食品群ごとのフードチェーンを通じた監視指導項目 | 10 |
| 別紙2 | 平成26年度食品等取扱施設立入検査実施計画 | 11 |
| 別紙3 | 平成26年度収去検査等実施計画 | 13 |
| | 用語解説（本文中※印のある語句の説明） | 14 |

第1 基本方針

食生活が豊かになる一方、それを取り巻く環境は近年大きく変化し、食に対する関心が高まってきています。

食品の安全性の確保に関しては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の中、的確に対応するため、関連する法律である「**食品安全基本法***」が平成15年に制定されました。その中において、食品の安全性確保は行政の施策のみにより実現されるものではなく、**食品等事業者***・消費者・行政がそれぞれの責務・役割を果たし、相互間の理解を深めることが重要であることから、次のようにそれぞれの責務等が明らかにされています。



浜松市では、**食品衛生法***(昭和22年法律第233号)第24条及び国が定める「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)」に基づき、市民の皆様のご意見を取り入れながら「平成26年度浜松市食品衛生監視指導計画」を策定します。

この監視指導計画に基づき、HACCPの考え方を取り入れた効果的な監視指導を実施することにより、食品、添加物、器具又は容器包装(以下「食品等」という。)に起因する衛生上の危害発生を防止するとともに、食品等事業者・消費者・行政によるリスクコミュニケーションを実施し、浜松市の食の安全の確保を目指します。

【HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析重要管理点方式)とは…】

食品の安全を確保するためアメリカで開発された衛生管理システムです。食品の製造工程ごとにどのような危害が発生するおそれがあるのかを分析し、その危害の発生を防止するための重要なチェックポイントを定め、製造時にそのチェックポイントを重点的に管理・確認することにより、より一層安全な食品を製造することができます。

第2 監視指導計画の実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

第3 実施の体制等

1 監視指導の実施機関

計画に基づく監視指導及び**収去検査***を実施する機関は以下のとおりです。

(1) 保健所生活衛生課

市内4区（中、東、西、南）の食品等取扱施設及び食品等流通拠点である「浜松市中央卸売市場」に対して監視指導及び収去を行います。また、他部署等の連携にあっては連絡調整を行います。

(2) 保健所浜北支所

市内3区（浜北、北、天竜）の食品等取扱施設に対して監視指導及び収去を行います。

(3) 保健環境研究所

ア 微生物検査、食品分析（理化学検査）

収去された食品等の試験検査を行います。また、食中毒や食品等の苦情に対して原因究明のための試験検査を行います。

イ 食肉衛生検査

と畜場*におけると畜検査及び**牛海綿状脳症(BSE)***の**スクリーニング検査***並びに**食鳥処理場***における食鳥検査を行います。また、と畜場及び食鳥処理場に対して、監視指導及び収去を行うとともに、試験検査を行います。

2 試験検査精度の信頼性確保

試験検査を行う各機関では、必要に応じて**試験検査に関する精度管理基準(GLP)***に基づき、信頼性確保部門（保健所保健総務課）による定期的な内部点検の実施及び外部精度管理調査への参加により検査精度の信頼性を確保します。また、検査機器の整備及び検査担当者の技術向上を図るため、国等が開催する研修会に積極的に参加し、最新技術の習得や情報の収集に努めます。

3 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品衛生監視員*、**と畜検査員***及び**食鳥検査員***に対して技術研修や法令の内容等に係る研修を行うとともに、国（厚生労働省及び消費者庁）や県等が開催する研修会に積極的に参加し、最新技術の習得や情報の収集に努めます。

第4 関係機関との連携の確保

1 厚生労働省、消費者庁及び他自治体の食品衛生担当部局との連携

(1) 厚生労働省との連携

大規模な食中毒が発生した場合あるいは広域流通食品や輸入食品等に違反が発見された場合は厚生労働省と情報交換等を行い、連携して対応します。

(2) 消費者庁との連携

食品等に起因する**重大事故等**※が発生あるいは食品等の表示に係る違反が発見された場合は、必要に応じて消費者庁と情報交換等を行い、連携して対応します。

(3) 他自治体との連携

違反品や食中毒の調査対象（患者、食品等取扱施設）等が浜松市の区域を越える場合は、関連自治体と情報交換等を行い、連携して対応します。また、全国自治体の会議に加えて、政令指定都市や近隣自治体との会議を通して食品衛生の最新の情報を交換し、懸案事項について協議を行うことで、連携体制の維持向上を図ります。

2 農林水産省及び他自治体の農林水産部局との連携

農畜水産物の安全性確保のため、生産段階の情報等を共有化し、必要に応じ連携して対応します。また、不適切な表示の食品等を排除するため、**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）**※を所管する関東農政局浜松地域センター及び静岡県と連携して対応します。

3 浜松市庁内の連携

(1) 健康危機管理体制

市内で発生した健康被害に関する情報については「浜松市健康危機管理基本指針」に基づき、平常時から密接に情報交換を行います。また、感染症と食中毒の両面が疑われる感染性胃腸炎が多発した時は、感染症関連部署と合同で調査を行うなど、連携して対応します。

(2) 消費者相談関連部署との連携

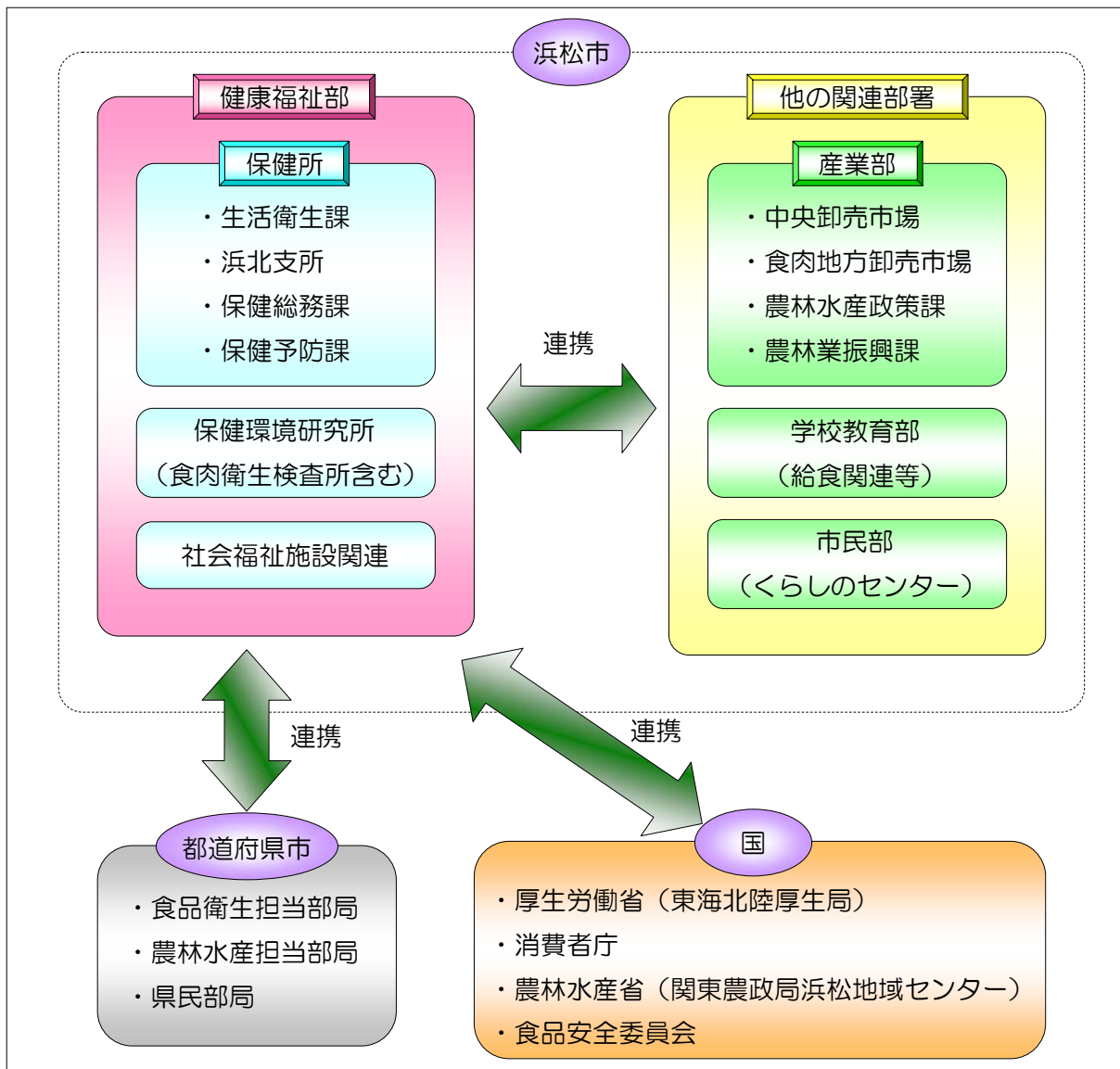
不適切な表示の食品等の流通を防止するため、違反情報を共有化するなど連携して対応します。

(3) 学校及び社会福祉施設所管課との連携

集団給食施設における食中毒等を防止するため、情報交換を行うとともに、食品等に起因する事故等が発生した場合は連携して対応します。

(4) 農林水産関連部署との連携

市内で採取、生産等される農畜水産物について情報交換を行うとともに、基準違反等が発見された場合は連携して対応します。



第5 監視指導の実施

食品等取扱施設や市内に流通する食品等について、「食品衛生法」「と畜場法*」「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律*（以下「食鳥処理法」という。）」「浜松市食品衛生法の施行に関する条例*」等の関係法令に基づき適正な監視指導を行います。

1 取扱施設別監視指導項目

(1) 一般食品等取扱施設

- ア 食品衛生法に基づき、食品等の規格又は基準、表示基準及び施設基準に加え、**管理運営基準***の遵守状況等について監視指導を行います。
- イ 食品の衛生的な取扱い等の指針である衛生規範に基づき監視指導を行います。
- ウ **一般的衛生管理***を徹底するよう監視指導を行います。
- エ 広域流通食品等を製造する施設については、HACCPの考え方に基づく衛生管理実施状況を中心に監視指導を行います。

オ 病院、社会福祉施設及び学校給食施設等の**大量調理施設***については、**大量調理施設衛生管理マニュアル***に基づいて監視指導を行います。

カ 浜松市中央卸売市場、大規模販売店及び流通センターなど、食品等が集積する流通拠点については、保存温度や陳列販売方法等、食品等の衛生的な取扱いの実施状況を中心に監視指導を行います。

(2) と畜場

ア と畜場法に基づき、構造設備基準及び衛生管理等の基準の遵守状況等について監視指導を行います。

イ 獣畜(牛・馬・豚・めん羊・山羊)の厳正なと畜検査により、食肉の安全性確保を図ります。また、HACCPの考えに基づく衛生管理の推進を中心に監視指導を行います。

ウ 「**牛海綿状脳症対策特別措置法***」に基づき、特定部位の焼却及び特定部位による食肉等への汚染防止対策の徹底について監視指導を行います。

(3) 食鳥処理場

ア 食鳥処理法に基づき、構造設備基準及び衛生管理等の基準の遵守状況等について監視指導を行います。

イ 食鳥(鶏・あひる・七面鳥)の厳正な食鳥検査により、食鳥肉の安全性確保を図ります。また、HACCPの考えに基づく衛生管理の推進を中心に監視指導を行います。

2 食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)を通じた監視指導項目

食品群ごとのフードチェーンの各段階に応じて、別紙1「食品群ごとのフードチェーンを通じた監視指導項目」に基づき監視指導を行います。

なお、農畜水産物の生産及び採取段階については、農林水産部署との連携を図ります。

3 重点監視指導項目

食中毒など法令違反の発生状況等を踏まえ、以下の4点を、重点的に監視指導を行う項目とします。

(1) **重点1** HACCPの考え方に基づく健康被害防止対策

大量に調理をする施設などにおいて自主的な衛生管理体制の確立、重要管理事項の遵守等を推進し、健康被害の発生を防止します。

ア 大規模食中毒防止対策

平成26年1月に浜松市内で発生した学校給食用食パンによる**ノロウイルス***食中毒事件を受け、学校給食に提供する食品を製造する施設に対して、調理従事者の健康管理、手洗いの徹底、手袋の使用方法、作業着の管理を重要管理事項として監視指導を行います。また、旅館、仕出し屋及び宴会を行う飲食店等に対しても同様に監視指導を行います。

イ 食肉・鶏卵由来食中毒防止対策

カンピロバクター*食中毒及び**サルモネラ***食中毒が頻発している食肉及び鶏卵を調理提供する施設に対して、**生食用食肉*規格基準***の遵守徹底、食肉及び鶏卵の温度管理徹底(加熱・保管)、二次汚染防止徹底を主な重要管理事項として監視指導を行います。

ウ **食物アレルギー***による健康被害防止対策

食物アレルギーを持つ人を対象としたアレルギー物質除去食を提供している給食施設に

対して、アレルギー物質の**コンタミネーション**※の防止徹底を主な重要管理事項として監視指導を行います。

(2) **重点2** 放射性物質※に汚染された食品の流通防止対策

平成23年3月に発生した原子力発電所の事故を受け、平成24年4月に食品中の放射性物質の基準値が設定されました。浜松市では年間約180検体の食品について放射性物質の検査を実施していますが、いずれの食品からも基準値を超過した放射性物質は検出されていません。しかしながら、一部地域の食品からは依然、基準値を超過した放射性物質が検出されており、完全収束には至っていません。そこで、浜松市内で流通している食品、特に浜松地方特産物や消費量の多い食品を中心として引き続き放射性物質の検査を行います。

(3) **重点3** 野生動物肉食中毒防止対策

近年、**グリーンツーリズム**※への関心の高まりに伴い、市の北部地域を中心に、シカやイノシシ等の野生動物肉を喫食する機会が増加しています。一方、野生動物の肉は、**E型肝炎ウイルス**※食中毒や寄生虫等、衛生上のリスクがあり適切な処理が必要です。

このことから、野生動物肉を取り扱う食肉処理施設及び野生動物肉を提供する飲食店等を対象として、肉の処理状況等について監視指導を行います。

(4) **重点4** 食品等表示の適正化対策

全国的に、アレルギー物質の欠落、根拠の不明確な期限設定など食品等の表示に関し不適切な事例が頻繁に見られ、自主回収も行われています。このことから、表示基準に基づく適正な表示を行うよう食品等を製造する施設に対して、以下の対策を重点的に行います。

ア アレルギー物質を含む食品の表示の徹底

原材料等の切り替え時の適切な表示変更の徹底並びに製造工程におけるアレルギー物質のコンタミネーション防止対策の徹底を指導します。

イ 科学的根拠等に基づく期限設定の徹底

製品又は加工品の科学的・合理的根拠に基づく期限表示の徹底について指導します。

4 一斉取締りの実施

食中毒が発生しやすい夏期、食品流通量又は消費が増加する年末及び大きなイベントの開催時をねらい、取扱食品や営業業態など対象を定めて監視指導を行います。

(1) **一斉1** 観光地一斉取締り(平成26年4～6月)

浜松まつりや浜名湖花博2014等の大規模イベント開催における食中毒等の発生を防ぐため、旅館、仕出し屋及び露店等を中心に、食品等の取扱状況について監視指導を行います。

(2) **一斉2** 夏期食品一斉取締り(平成26年7～8月)

食中毒が発生しやすい夏期において、食中毒等食品による事故の発生リスクが高い大量調理施設、広域流通食品製造施設及び大規模食品販売施設等を中心に、食品等の取扱状況について監視指導を行います。

(3) **一斉3** 年末食品一斉取締り(平成26年11～12月)

食品流通量が増加する年末において、大規模な食中毒等の発生を防止するため、大量調理

施設、広域流通食品製造施設及び大規模食品販売施設等を中心に、食品等の取扱状況について監視指導を行います。

5 監視指導の実施計画

(1) 立入検査実施計画

過去の食中毒や違反の発生状況及び食品等の特性などを踏まえ、別紙2「平成26年度食品等取扱施設立入検査実施計画」に基づき、食品製造施設等へ立入り、監視指導を行います。

特に、食中毒が発生した施設については、施設の衛生状況等を踏まえ、必要に応じて複数回監視指導を行います。

(2) 収去検査等実施計画

食品衛生法により、食品中の添加物、残留農薬及び微生物等は基準等が定められています。過去の違反発生状況や取扱食品の特性等を踏まえ、市内で製造・販売される食品等について、収去検査を行い、基準に適合していない違反食品等の流通を防止します。これらの検査は別紙3「平成26年度収去検査等実施計画」に従って行います。

6 違反を発見した場合の対応

(1) 立入検査で違反を発見した場合

違反を発見した場合は改善指導を行い、改善状況の確認を行います。また同時に、違反に係る食品等が販売等されることのないよう、関係する都道府県等と連携して販売禁止や回収等法令に基づいた適正な措置を速やかに行います。

(2) 収去検査で違反を発見した場合

違反品が販売等されることのないように、販売禁止、回収等法令に基づいた適正な措置を速やかに行います。また、悪質な場合は告発を行います。広域流通食品等や輸入食品から違反を発見した場合は、関係する都道府県等又は厚生労働省へ情報提供し、連携して当該食品等の流通防止等の必要な措置を講じます。

(3) 違反者の公表等

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法又は法に基づく処分に違反した者の名称や違反内容等をホームページに掲載し公表します。なお、危害拡大のおそれが想定されるなど、広く市民に周知する必要がある場合は、報道機関を通じて公表します。

第6 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

1 自主衛生管理推進のための指導等

食品等事業者には衛生的で安全な食品を消費者に提供する義務と責任があるため、営業施設の衛生管理責任を担っている**食品衛生管理者**※や**食品衛生責任者**※等に対して、自主的な衛生管理の推進（健康チェック、食品等の自主検査、原材料の安全性確認等の記録の作成・保存等）について、立入検査時に指導・助言を行うほか、講習会等で知識の普及に努めます。また、と畜場の**衛生管理責任者**※及び**作業衛生責任者**※並びに食鳥処理の**食鳥処理衛生管理者**※については、各法令に基づき、随時講習会等を実施し、資質向上を図ります。

2 食品衛生推進員*活動の推進

食品等事業者相互の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するために、食品衛生法に基づき食品衛生推進員を委嘱しています。また、推進員の知識・技術の向上支援のため、積極的に情報提供を行います。

3 HACCP導入の推進

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理は、従来までの製品管理とは異なり、工程を管理する優れた自主衛生管理システムです。今般、**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法)***の改正もあり、各種HACCP認証を目指す営業者の増加が見込まれています。この考え方を取り入れた**総合衛生管理製造過程***の承認取得を希望している施設に対しては、その取組みについて支援していきます。また、承認対象外の施設であっても、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が行えるよう、科学的データを基に技術面における指導支援を積極的に行っていきます。

第7 消費者・食品等事業者との情報及び意見の交換

1 情報提供

(1) ホームページ、パンフレット等による情報提供

家庭における食中毒発生を防止するための方法（食品の購入、保管、調理、喫食時の対策等）や食中毒が起こりやすい気候条件の時に発令される「食中毒警報」など、役立つ情報をホームページに掲載します。食中毒発生や重大な違反食品が発見された場合など、緊急に注意喚起が必要なものはホームページや報道発表を通じて公表します。また、食品関係法令の改正など必要なものについては、ホームページに掲載するとともに通知文を発出し、食品等事業者に対して周知を図ります。特に啓発が必要なノロウイルスやカンピロバクターに加えて、近年、原因や毒性が明らかになった**クドア***等の寄生虫に関するパンフレットを、食品等事業者を中心に立入検査時に配布して情報提供します。

(2) 食中毒等防止啓発のための講習会の開催

食中毒等の食品による危害発生を防止するための講習会を開催し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。

- ア 食中毒の発生が多い夏期を控えた4月から7月にかけて、食品衛生責任者等を対象とした講習会を開催します。
- イ 最新の食品衛生情報の提供と営業者の食品衛生知識の向上のため、許可更新対象施設の食品衛生責任者に対し、講習会を開催します。（免除制度あり）
- ウ 学校給食に食品を納入する事業者並びにノロウイルス等による集団食中毒の恐れがある学校、病院及び社会福祉施設等の給食施設の調理従事者に対して講習会を開催します。また、大規模なホテル・旅館施設や仕出し弁当の調理施設の調理部門と経営管理部門の各責任者に対して講習会を開催します。
- エ 消費者や食品等事業者から依頼を受けて職員が出向き、「食中毒の予防方法」、「食品の表

示」等をテーマとした講座を開催します。

2 意見交換(リスクコミュニケーション)

(1) 食品衛生監視指導計画の策定

食品衛生行政の方針を定める食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、案を公表し、市民からの意見を広く求め、計画に反映させるなど、リスクコミュニケーションの推進を図ります。また、平成26年度に実施した施設への監視指導結果の実施状況の概要は、平成27年6月末までにホームページで公表します。

(2) 食品衛生講習会の充実

消費者・各種ボランティア団体・食品等事業者を対象とした食品衛生講習会において、必要な情報提供を行うとともに、意見交換やアンケート等による意識調査を実施し、関係者間の相互理解を深め、食品衛生行政に役立てます。また、市民から寄せられた不良食品や施設の衛生管理についての相談等は、原因施設の調査結果などを合わせて食品衛生講習会を通じて事業者にはフィードバックします。

第8 食中毒など健康危機発生時の対応

1 食中毒発生時の対応

健康被害を最小限に抑えるため、保健所では、24時間365日対応する体制を整え、消費者からの食品に関する相談や健康被害の対応及び食品等事業者からの報告に対応しています。

医師からの届出や市民からの情報等を元に、食中毒の疑いがある情報を得た場合は、速やかに「浜松市健康危機管理基本指針」及び「浜松市食中毒処理要綱」等に基づき関係機関と連携を図りながら、施設調査、患者等の喫食調査、検便及び食品残品検査等を実施することにより、原因究明に努めます。原因施設が断定された場合は、施設に対する必要な措置を行い、事業者に対して適切な衛生指導を実施することにより、健康被害の拡大及び再発を防ぎます。

これらの情報は「食品衛生法に基づく違反者等の公表に関する要領」に基づき、報道機関及びホームページ等で公表します。

2 市民からの相談への対応

食品等への異物混入やカビの発生、不衛生な食品の取扱いをしている施設についての相談及び食品等事業者内部からの食品衛生法等の遵守違反に関する情報に対して、速やかに調査を行うとともに、必要に応じて衛生指導等を行います。

食品群ごとのフードチェーンを通じた監視指導項目

| 食品群 | フードチェーン | 監視指導項目 |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食肉 食鳥肉 食肉製品 | とさつ・解体・食鳥処理 | <ul style="list-style-type: none"> 健康な獣畜又は家さんの搬入の推進 獣畜及び家さんの病歴を踏まえた検査の実施 枝肉、食鳥肉等の微生物検査による衛生的な処理の検証の実施 と畜場及び食鳥処理場における動物用医薬品等の投与歴を踏まえた残留物質検査の実施 認定小規模食鳥処理場*における処理可能羽数の上限の遵守徹底 |
| | 製造・加工 (とさつ・解体・食鳥処理を除く) | <ul style="list-style-type: none"> 食鳥処理関連施設における微生物汚染防止の徹底 原材料受入れ時の自主検査実施等による原材料の安全性確保の徹底 |
| | 貯蔵・運搬・調理・販売 | <ul style="list-style-type: none"> 保存温度の遵守等、衛生的な取扱いの徹底 調理時の加熱調理の徹底 |
| 乳 乳製品 | 製造・加工 | <ul style="list-style-type: none"> 製造過程又は加工過程における微生物汚染防止の徹底 原材料受入れ時の自主検査実施等による原材料の安全性確保の徹底 乳飲料について、製品出荷時の微生物等自主検査の徹底 |
| | 貯蔵・運搬・調理・販売 | <ul style="list-style-type: none"> 保存温度の遵守等、衛生的な取扱いの徹底 |
| 食鳥卵 | 製造・加工 | <ul style="list-style-type: none"> 新鮮な正常卵の受入れの徹底 洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底 汚卵、軟卵・破卵の選別等検卵の徹底 |
| | 貯蔵・運搬・調理・販売 | <ul style="list-style-type: none"> 保存温度の遵守等、衛生的な取扱いの徹底 破卵等の検卵の徹底 加熱を要する食品についての加熱調理の徹底 |
| 魚介類 水産加工品 | 製造・加工 | <ul style="list-style-type: none"> 製造、加工における衛生的な取扱い等微生物汚染防止の徹底（クドア等の寄生虫を含む） 生食用カキの採取海域等の適正表示徹底 フグの衛生的な処理の徹底 |
| | 貯蔵・運搬・調理・販売 | <ul style="list-style-type: none"> 保存温度の遵守等、衛生的な取扱いの徹底 残留動物用医薬品、微生物等の検査の実施 加熱を要する食品についての加熱調理の徹底 有毒魚介類等の排除の徹底 |
| 野菜・果実・ 穀類・豆類・ 種実類・茶等 これらの加工品（漬物・ 有毒植物・キノコ類含む） | 製造・加工 | <ul style="list-style-type: none"> 生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底 原材料受入れ時の自主検査実施等による原材料の安全性確保の徹底 製造過程又は加工過程における微生物汚染防止の徹底 殺菌工程の遵守徹底 |
| | 貯蔵・運搬・調理・販売 | <ul style="list-style-type: none"> 残留農薬、汚染物質等検査の実施 穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進 有毒植物等の排除の徹底 保存温度の遵守等、衛生的な取扱いの徹底 |
| すべての食品群 | 製造・加工 | <ul style="list-style-type: none"> 添加物（その製剤を含む。以下同じ）の製造者（加工者）並びにこれを使用する食品の製造者（加工者）による使用添加物の確認の徹底 添加物を使用して製造（加工）した食品について添加物検査の実施 製造又は加工に係る記録の作成・保存の推進 異物混入防止対策の徹底 低温保管等の温度管理の徹底 アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための使用原材料の点検及び確認の徹底 基準値を超える放射性物質を含む食品の流通等の防止の徹底 流通する食品の放射性物質の検査の実施 |

監視指導項目のうち、【実施】とあるものは浜松市が主体、【徹底】又は【推進】とあるものは食品等事業者が主体となって行う内容です

平成26年度食品等取扱施設立入検査実施計画

1 保健所立入計画（中央卸売市場内施設を除く）

| | 業種等 | 生活衛生課 | | 浜北支所 | | 合計 | |
|-----------|------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 施設数※1 | 立入件数 | 施設数※1 | 立入件数 | 施設数※1 | 立入件数 |
| 許可を要する業種 | 飲食店営業 | 7,013 | 3,692 | 1,619 | 819 | 8,632 | 4,511 |
| | 菓子製造業 | 644 | 341 | 271 | 137 | 915 | 478 |
| | 乳処理業 | 0 | 0 | 2 | 4 | 2 | 4 |
| | 乳製品製造業 | 0 | 0 | 2 | 4 | 2 | 4 |
| | 魚介類販売業 | 384 | 204 | 129 | 72 | 513 | 276 |
| | 魚介類競り売り営業 | 4 | 4 | 1 | 1 | 5 | 5 |
| | 魚肉練り製品製造業 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 2 |
| | 食品の冷凍又は冷蔵業 | 26 | 13 | 1 | 1 | 27 | 14 |
| | 喫茶店営業 | 1,086 | 543 | 405 | 203 | 1,491 | 746 |
| | あん類製造業 | 4 | 4 | 1 | 1 | 5 | 5 |
| | アイスクリーム類製造業 | 4 | 4 | 5 | 5 | 9 | 9 |
| | 乳類販売業 | 944 | 312 | 398 | 131 | 1,342 | 443 |
| | 食肉処理業 | 50 | 50 | 9 | 9 | 59 | 59 |
| | 食肉販売業 | 480 | 178 | 223 | 74 | 703 | 252 |
| | 食肉製品製造業 | 13 | 13 | 7 | 7 | 20 | 20 |
| | 食用油脂製造業 | 4 | 4 | 2 | 2 | 6 | 6 |
| | みそ製造業 | 9 | 4 | 17 | 9 | 26 | 13 |
| | 醤油製造業 | 7 | 6 | 4 | 4 | 11 | 10 |
| | ソース類製造業 | 12 | 12 | 4 | 4 | 16 | 16 |
| | 酒類製造業 | 3 | 2 | 2 | 2 | 5 | 4 |
| | 豆腐製造業 | 17 | 8 | 11 | 6 | 28 | 14 |
| | 納豆製造業 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | めん類製造業 | 31 | 16 | 19 | 10 | 50 | 26 |
| | そうざい製造業 | 167 | 112 | 65 | 33 | 232 | 145 |
| | 添加物製造業 | 3 | 2 | 1 | 1 | 4 | 3 |
| | 清涼飲料水製造業 | 6 | 6 | 3 | 0 | 9 | 9 |
| 氷雪製造業 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 2 | |
| 氷雪販売業 | 6 | 1 | 2 | 0 | 8 | 1 | |
| | 小計 | 10,954 | 5,536 | 3,204 | 1,543 | 14,128 | 7,079 |
| 許可を要しない業種 | 給食施設 | 438 | 208 | 157 | 69 | 595 | 277 |
| | 食品製造業 | 466 | 70 | 319 | 48 | 785 | 113 |
| | 野菜・果物販売業 | 888 | 267 | 281 | 84 | 1,169 | 409 |
| | そうざい販売業 | 793 | 396 | 250 | 125 | 1,043 | 522 |
| | 菓子販売業 | 1,345 | 444 | 425 | 140 | 1,770 | 584 |
| | 食品販売業 | 338 | 271 | 107 | 85 | 445 | 294 |
| | 添加物製造業 | 5 | 3 | 0 | 0 | 5 | 2 |
| | 添加物販売業 | 708 | 355 | 224 | 148 | 932 | 503 |
| | 器具・容器・包装又はおもちゃの製造又は販売業 | 582 | 292 | 184 | 121 | 766 | 413 |
| | | 小計 | 5,564 | 2,306 | 1,946 | 820 | 7,510 |
| | 総計 | 16,489 | 7,842 | 5,344 | 2,363 | 21,638 | 10,205 |

2 保健所立入計画（中央卸売市場内施設）

| | 業種等 | 施設数 ^{※1} | 立入件数 |
|-------|------------------------|-------------------|-------|
| 許可業種 | 魚介類販売業 | 22 | 1,056 |
| | 魚介類競り売りの営業 | 2 | 96 |
| | 乳類販売業 | 6 | 288 |
| | 食肉販売業 | 5 | 240 |
| | 小計 | 35 | 1,680 |
| 許可外業種 | 食品製造業 | 1 | 48 |
| | 野菜・果物販売業 | 11 | 528 |
| | そうざい販売業 | 16 | 768 |
| | 菓子販売業 | 10 | 480 |
| | 食品販売業 | 40 | 1,920 |
| | 添加物販売業 | 4 | 192 |
| | 器具・容器・包装又はおもちゃの製造又は販売業 | 9 | 432 |
| | 小計 | 91 | 4,368 |
| 総計 | | 126 | 6,048 |

3 食肉衛生検査所立入計画

| | 業種等 | 施設数 ^{※1} | 立入件数 |
|------|----------------|-------------------|------|
| 許可施設 | と畜場 | 1 | 50 |
| | 検査対象食鳥処理場 | 1 | 200 |
| | 認定小規模食鳥処理場 | 6 | 18 |
| | と畜場に併設される食肉処理場 | 1 | 2 |
| | 小計 | 9 | 270 |
| 許可外 | 食肉地方卸売市場 | 1 | 2 |
| 総計 | | 10 | 272 |

4 重点監視項目別立入計画（再掲）

| | 業種等 | 立入件数 |
|-----|-----------------------|-------------------|
| 重点1 | HACCPの考え方に基づく健康被害防止対策 | |
| | ア 大規模食中毒防止対策 | 350 |
| | イ 食肉鶏卵由来食中毒防止対策 | 100 |
| | ウ 食物アレルギーによる健康被害防止対策 | 20 |
| 重点2 | 放射性物質に汚染された食品の流通防止対策 | 181 ^{※2} |
| 重点3 | 野生動物肉食中毒防止対策 | 10 |
| 重点4 | 食品等表示の適正化対策 | 100 |

5 一斉監視別立入計画（再掲）

| | 業種等 | 立入件数 |
|-----|---------|-------|
| 一斉1 | 観光地一斉取締 | 200 |
| 一斉2 | 夏季一斉取締 | 2,500 |
| 一斉3 | 年末一斉取締 | 2,500 |

※1 平成25年12月末日現在

※2 「平成26年度収去検査等実施計画」に基づく収去検体数について記載

| 食品群等 | 主な食品等 | 検体数 | 検査項目別検体数 | | | | | | 検体採取機関 | | | 検査実施機関 | |
|---------------|--------------------|-------|-----------|------|-------------|----------|-------|-----------|---------|-------|---------|------------------------|------------------|
| | | | 微生物 ※1 | 残留農薬 | 食品添加物 ※2 | 残留動物用医薬品 | 放射性物質 | その他 ※3 | 食肉衛生検査所 | 生活衛生課 | 保健所浜北支所 | 保健環境研究所 (食肉衛生検査所併設) | 生活衛生課 (市場検査室) |
| 魚介類 | 生かき、あさり等 | 60 | 8 | 0 | 0 | 10 | 36 | 20 | 0 | 58 | 2 | 60 | 0 |
| 冷凍食品 | 冷凍食品 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 | 0 |
| 魚介類加工品 | 魚肉練り製品等 | 11 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 11 | 0 | 11 | 0 |
| 肉卵類及びその加工品 | 液卵、食肉製品、食肉等 | 272 | 44 | 9 | 10 | 211 | 11 | 3 | 208 | 43 | 21 | 272 | 0 |
| 乳及び乳製品 ※4 | 生乳、牛乳、乳製品等 | 30 | 12 | 5 | 5 | 7 | 13 | 8 | 0 | 20 | 10 | 30 | 0 |
| アイスクリーム類・氷菓 | アイスクリーム、ラクトアイス、氷菓等 | 9 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2 | 9 | 0 |
| 穀類及びその加工品 | めん類等 | 16 | 10 | 0 | 10 | 0 | 6 | 0 | 0 | 8 | 8 | 16 | 0 |
| 野菜類・果実及びその加工品 | 農産物、醤油、豆腐等 | 185 | 20 | 50 | 10 | 0 | 100 | 10 | 0 | 121 | 64 | 185 | 0 |
| 菓子類 | 生菓子類 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 4 | 10 | 0 |
| 清涼飲料水 | 清涼飲料水、ミネラルウォーター等 | 13 | 8 | 0 | 8 | 0 | 0 | 13 | 0 | 11 | 2 | 13 | 0 |
| その他の食品 | 弁当、そうざい等 | 51 | 20 | 0 | 0 | 0 | 15 | 16 | 0 | 37 | 14 | 51 | 0 |
| 器具及び容器包装 | 容器包装、割りばし等 | 10 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 10 | 0 | 10 | 0 |
| ふぎとり検査等※5 | — | 702 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 502 | 180 | 20 | 502 | 200 |
| 広域監視時のATP検査※6 | — | 554 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 204 | 250 | 100 | —※8 | |
| アレルギー物質検査※7 | — | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 0 | —※8 | |
| 合計 | | 1,983 | 357 | 64 | 57 | 228 | 181 | 80 | 914 | 822 | 247 | 1,179 | 200 |

注：1つの検体に対して複数の検査項目を実施しますので、検査項目の合計数が検体数と一致しない場合があります。

※1 ウイルス検査を含みます。主な項目は、細菌数、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌※、サルモネラ、ノロウイルス等です。

※2 食品添加物には防ばい剤を含みます。主な項目は、甘味料、保存料、着色料、酸化防止剤等です。

※3 乳製品等の成分、清涼飲料水の重金属、容器包装の材質、シアン化合物、カビ毒、アレルギー物質、遺伝子組換え食品、貝毒、水銀、PCB等を含みます。

※4 アイスクリーム類、乳酸菌飲料を除きます。

※5 調理施設等を拭き取り、食中毒菌等の培養検査を実施します。

※6 微生物、食品残渣等による汚染状況を調べます。

※7 施設ないの拭き取りを行い、アレルギー物質の残存状況を調べます。

※8 立入り調査時に検査を実施し、その場で検査結果が判明します。

用語解説（本文中※印のある語句の説明）

【あ】

○ E型肝炎ウイルス

E型肝炎の原因となるウイルスで、イノシシ、シカなどが保有しています。E型肝炎の潜伏期間は15～50日で黄疸、発熱、嘔吐などの症状を引き起こします。E型肝炎ウイルス食中毒の事例として、野生イノシシ肉、野生シカ肉によるものがあります。また、豚レバーから同ウイルスが検出された事例も確認されています。熱に弱いウイルスですので、肉を中心部まで十分に加熱することで感染を予防できます。

○ 一般的衛生管理

施設設備の構造、保守点検・衛生管理、機械器具の保守点検・精度管理・衛生管理、従業員の教育訓練、製品の回収等の衛生管理に関わる一般的共通事項のことです。

○ 牛海綿状脳症(BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy)

異常プリオンたんぱく質が病気の原因とされ、牛の脳の組織に海綿状（スポンジ状）の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅延性で悪性の中枢神経系の疾病です。

○ 牛海綿状脳症対策特別措置法

平成13年9月に国内で初めて牛海綿状脳症（BSE）が確認されたことから、BSEの発生を予防し、そのまん延を防止するため、牛の肉骨粉を原材料とする飼料の牛への使用禁止や24ヶ月齢以上の死亡牛の届出、と畜場におけるBSE検査や特定部位の焼却などBSE対策に必要な規制を定めた法律です。

関係省令の改正が行われ、平成25年7月1日よりと畜場におけるBSE検査の対象は48ヶ月齢超の牛とされました。

○ 衛生管理責任者

と畜場を衛生的に管理するため、と畜場ごとに置かれる責任者のことをいいます。

【か】

○ 監視指導

食品衛生法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する職権及び指導の職務のことで、食品衛生監視員等が食品等事業者の衛生管理等について改善点等を指導することをいいます。

○ カンピロバクター

あらゆる動物の腸管内に生息し、動物の排泄物に多く存在している細菌です。カンピロバクターによる食中毒は5月頃から急増しており、原因食品は主に鶏の刺身やたたき、生レバー、加熱不十分な肉、菌のついた包丁やまな板で調理した食品などです。主な症状は発熱、下痢、腹痛、吐き気・嘔吐などですが、潜伏期間が2～7日と長いため、食中毒と判断しにくい場合

もあります。肉を中心部まで十分に加熱することで感染を予防できます。また、肉類を触った後は確実に手洗いをするこゝで、他の食品への二次汚染を予防できます。

○ かんりうんえいきじゆん 管理運営基準

食品衛生法第50条第2項に定められた、「営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する基準」であり、都道府県、政令指定都市又は中核市が条例で定めるものです。浜松市では、「浜松市食品衛生法の施行に関する条例」の中で定められています。

○ きかくきじゆん 規格基準

食品衛生法により定められた基準で、販売の用に供する食品、添加物、器具、容器包装等の成分や、製造・加工・使用・調理・保存の方法について定められています。

○ クドア

魚の筋肉に生息していることが知られている寄生虫の一種で、毒性が明らかになっているものとしてクドア・セブテンpunkタータ (*Kudoa septempunctata*) があります。加熱等により死滅しますが、刺身などで生のまま食べることにより、水様性下痢や嘔吐を発症します。症状は食後数時間程度で発症しますが、一過性であり速やかに症状は治まります。原因食品としてヒラメやマグロ、タイなどの報告がありますが、これらのすべてに寄生虫が生息しているわけではありません。

○ グリーンツーリズム

緑豊かな農山村等において、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動のことをいいます。

○ コンタミネーション

本来製品に使用していない原材料や食品添加物等が製造中に製品に混入してしまうことをいいます。複数の製品を、同一ライン等を使用して製造している状況下で起こりやすく、特にアレルギー物質はごく微量の混入であっても、アレルギー患者に対して症状を引き起こすことがあり、管理が必要です。

【さ】

○ サルモネラ

哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類等に広く分布している菌です。特に家禽は他の家畜よりもサルモネラの保有率が高いため、鶏卵及び鶏肉が食中毒の原因食品となります。潜伏期間はおおむね12～48時間、主な症状は下痢、腹痛、発熱などで、ときには脱水症状を伴います。食中毒の予防として、鶏卵は常に新鮮なものを使用すること、食肉の加熱調理時は内部まで75℃1分間以上の加熱することが有効です。

○ さきょうえいせいせきにんしゃ
作業衛生責任者

獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理するため、と畜場ごとに置かれる責任者のことをいいます。

○ しけんけんさ かん せいどかんり きじゆん じいえるびい
試験検査に関する精度管理基準（GLP: Good Laboratory Practice）

食品衛生に関する試験検査の信頼性を高めるために遵守事項を定め、検査業務を管理するシステムです。食品に関する検査部門を統括する検査部門責任者及び理化学検査、細菌検査等の各分野に検査区分責任者を設置し、検査業務の管理を行います。また、当該部門から独立した信頼性確保部門責任者を配置し、内部点検や外部点検を行います。

○ しゅうきょけんさ
収去検査

食品衛生法に基づき、食品営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査のため必要な検体（食品、器具、おもちゃ、食品添加物等）の必要最小量を無償で譲り受けることを「収去」といいます。この収去した食品等について行われる微生物学及び理化学検査のことを「収去検査」といいます。

○ じゅうだいじ ことう
重大事故等

事業者が提供した商品により、消費者が死亡、身体の障害等、身体に対して著しい危険が生じる事態のことをいいます。

○ しょくちょうけんさいん
食鳥検査員

食鳥処理法に基づき、自治体職員の中で獣医師の資格を持つ人が任命されます。食鳥検査及び食鳥処理に関する指導等の業務を行います。

○ しょくちょうしゅりえいせいかりんりしゃ
食鳥処理衛生管理者

食鳥処理場ごとに置かれた、食鳥処理を衛生的に管理させるための管理者のことをいいます。食鳥処理法に違反しないよう、食鳥処理に従事する者の監督や食鳥処理場の構造設備の管理を担っています。

○ しょくちょうしゅりじょう
食鳥処理場

食鳥をとさつし、その羽毛を除去したり、食鳥とたいの内臓を摘出したりするために設けられた施設をいいます。

○ しょくちょうしゅり じぎょう きせいおよ しょくちょうけんさ かん ほうりつ しょくちょうしゅりほう
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理法）

病気にかかった食鳥肉の排除、食中毒菌による食鳥肉汚染の防止等、食鳥肉の衛生を確保し、国民の健康の保護を図ることを目的として制定された法律で、食鳥の検査等必要な規制などが定められています。

○ しょくひんあんぜんきほんほう
食品安全基本法

食品の安全性確保に関する施策を総合的に推進することを目的として制定された法律で、基

本理念、施策の策定における基本的な方針、行政、食品関係事業者の責務、消費者の役割等が定められています。

○ しょくひんえいせいかんしん
食品衛生監視員

食品衛生法で資格や権限等が定められている行政職員で、食品等事業者から報告の徴収、営業施設への立入、食品等の収去等の業務を行います。

○ しょくひんえいせいかりしゅ
食品衛生管理者

食品衛生法の規定に基づき、乳製品や食肉製品などの特に衛生上の考慮を必要とする食品や添加物の製造又は加工を行う営業者に対して、施設ごとに設置することが義務づけられている管理者のことをいいます。

○ しょくひんえいせいすいしん
食品衛生推進員

食品衛生法第61条の規定に基づき、市長に委嘱されて食品衛生に関する事業を行う民間協力者のことで、食品等事業者からの食品衛生に関する相談に応じたり助言をしたりしています。

○ しょくひんえいせいせきにんしゅ
食品衛生責任者

施設、設備、機械器具、食品等及び食品取扱者の衛生管理等の役割を担う責任者のことをいいます。食品衛生管理者設置対象外の許可業種については「浜松市食品衛生法の施行に関する条例」により、施設ごとに食品衛生責任者の設置が義務づけられています。

○ しょくひんえいせいほう
食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止して国民の健康の保護を図ることを目的として制定された法律で、食品や添加物などの規格や基準を設け、安全確保のための規制をしています。また、違反食品や食中毒の発生時には違反品の回収、廃棄や営業の禁止・停止などの行政処分や罰則の規定があります。

○ しょくひんきょうきゅうこうてい
食品供給行程(フードチェーン)

農畜水産物の生産・採取から食品の製造・加工・販売を経て消費されるまでの一連の流れのことをいいます。

○ しょくひんとうじきょうしゅ
食品等事業者

食品等の採取、製造、輸入、加工、販売等を行う事業者をいいます。

○ しょくひんせいぞうかてい かんり こうどか かん りんじそちほう はさつぷしえんほう
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法)

食品に起因する衛生上の危害の防止と適正な品質の確保を図るため、その管理の高度化を促進する措置を講じることを目的とした法律です。基本方針として、事業者が食品の製造過程についてHACCPの考え方を適用した品質管理を自主的に行うことが定められています。

○ しょくもつ 食物アレルギー

特定の物質が体内に入り込み、体の免疫機能が過剰にはたらいて発疹等の症状が出現することを「アレルギー」といい、食べ物が原因で起こるアレルギーのことを「食物アレルギー」といいます。症例数が多い「卵、乳、小麦、えび、かに」、重篤な健康被害を引き起こす「そば、落花生」の合計7品目を「特定原材料」として表示を義務付けています。また、「あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、ゼラチン、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご」の20品目を「特定原材料に準ずるもの」として表示を推奨しています。食物アレルギーは、人によってはごく微量でも重篤な健康被害を引き起こすため、注意が必要です。

○ けんさ スクリーニング検査

検査結果が速やかに要求されるような検査については、迅速に実施できる検査方法で特定の条件の検体を選び出し、疑わしいと判定された場合にはより詳細な検査を実施します。このふり分け検査のことをスクリーニング検査といいます。

特に、BSE スクリーニング検査は、BSE に感染した牛を見逃すことがないように、広く網をかける検査法であるエライザ法を実施しています。

○ せいしょくようしょくにく 生食用食肉

生で食べることができるものとして販売される牛の食肉（内臓を除く。）のことで、いわゆるユッケ、タルタルステーキ、牛刺し及び牛タタキをいいます。また、これらを食材として調理し、販売される惣菜も含まれます。

生食用食肉の規格基準では、成分規格、加工基準、調理基準、保存基準が定められ、枝肉から切り出した肉塊の加熱殺菌等を行う施設には加工基準が、加熱殺菌済みの肉塊を細切又は調味する行為のみを行う施設には調理基準が適用されます。また、消費者庁において表示基準が定められています。

○ そうごうえいせいかなんりせいぞうかてい 総合衛生管理製造過程

製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいいます。

【た】

○ たいりょうちょうりしせつ 大量調理施設

同一メニューを一回300食以上又は一日750食以上提供する調理施設をいいます。

○ たいりょうちょうりしせつえいせいかなんり 大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設、仕出し弁当屋などの大量調理施設における食中毒を予防するために作成されたマニュアル（最終改正：平成25年10月22日）のことで、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項が定められています。

○ ちょうかんしゅけつせいだいちょうきん 腸管出血性大腸菌

牛などの家畜の腸内に存在し、人に下痢等を引き起こすことがある病原性大腸菌です。ペロ毒素と呼ばれる毒素を作り出し、食中毒を引き起こします。菌を保有する家畜あるいは保菌者の糞便中の菌により汚染された食品や井戸水等による経口感染が主な感染経路です。潜伏期間は平均3～5日、主な症状は腹痛や水様性下痢、血便等で嘔吐や発熱を伴う場合もあります。通常の食中毒菌と同様に熱に弱く、75℃1分間以上の加熱により死滅するため、肉を中心部まで十分に加熱することで感染を予防できます。また、肉類を触った後は確実に手洗いをする事で、他の食品への二次汚染を予防できます。代表的な血清型として、O111、O157、O26などが知られています。

○ ちくけんさいん と畜検査員

と畜場法に基づき、自治体職員の中で獣医師の資格を持つ人が任命されます。と畜検査及び食用に供する獣畜の処理に関する指導等の業務を行います。

○ ちくじょう と畜場

食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をとさつし、又は解体するために設置された施設です。

○ ちくじょうほう と畜場法

と畜場の経営及び食用に供する獣畜の処理を適正に行い、国民の健康の保護を図ることを目的として制定された法律で、食肉検査など必要な規制が定められています。

【な】

○ にんていししょうきほしよくちょうしよりにじょう 認定小規模食鳥処理場

年間の食鳥処理羽数が30万羽以下の食鳥処理場で、厚生労働省が定める基準に適合した施設として都道府県知事等が認定し、公的食鳥検査が免除されている施設です。食鳥処理衛生管理者の設置及び処理数の上限の遵守が義務づけられています。

○ のうりんぶつ し きかく かおよ ひんしつひょうじ てきせい か かん ほうりつ じゃすほう 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)

農林物資の品質の改善・生産の合理化・取引の単純公正化・使用又は消費の合理化を図ることと、適正表示によって一般消費者の選択に資することを目的として制定された法律です。農林水産大臣が制定した日本農林規格による格付検査に合格した製品にはJASマークを付けることを認めるJAS規格制度（有機食品の検査、認証も含む）と、品質表示基準に従った表示を全ての飲食料品に義務づける品質表示基準制度の2つの制度から成ります。

○ ノロウイルス

小型の球形の構造をもったウイルスで人だけに感染し、下痢、嘔吐、発熱などの症状を伴う食中毒症状を起こします。最近では、二枚貝類による食中毒よりも調理人からの食品への二次汚染が多くみられます。また、嘔吐物の飛散等により集団感染する事例もみられます。

ノロウイルスは85～90℃90秒間以上の加熱で死滅することが知られていますので、食

品を中心部まで十分に加熱することで感染を予防できます。また調理従事者の手指等を介して食品に付着することも考えられますので、トイレに行った後や調理前には十分に手洗いをする
ことも感染を防ぐためには重要です。

【は】

○ はままつししょくひんえいせいほう 浜松市食品衛生法の施行に関する条例

浜松市における食品衛生法の施行について必要な事項を定めた条例です。食品営業施設の衛生を確保するための管理運営基準、給食施設や営業許可外施設の届出について定められています。

○ ほうしゃせいぶつしつ 放射性物質

「ヨウ素131」や「セシウム137」など、放射線を出す能力をもつ物質のことをいいます。食品に含まれる放射性物質の基準値は、年齢や性別ごとの、食品の摂取量、体格及び代謝を考慮して定められています。

【ら】

○ リスクコミュニケーション

食品の安全確保に関する情報を公開し、消費者、食品等事業者、学識経験者、行政担当者が、食に関するリスクを認識、分析する過程において得られた情報及び意見を相互に交換し、双方向の対話を図ろうとするものです。これにより、地域の消費者や食品等事業者を含む住民の意見を、食品衛生に関する施策に反映していきます。

お問い合わせ窓口

◆ 浜松市保健所生活衛生課

〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号

電話番号：(053) 453-6114

F A X : (053) 459-3561

◆ 浜松市保健所浜北支所

〒434-8550 浜松市浜北区西美園 6 番地

電話番号：(053) 585-1398

F A X : (053) 585-3671

浜松市食品衛生監視指導計画は浜松市公式ホームページからも閲覧できます。

浜松市トップページ／健康・福祉 子育て／食生活／食の安全／浜松市食品衛生監視指導計画

URL：http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/seiei/food/safyshoku_torikumi/kanshishidou.html